

法人会の公益・共益事業には一般の方でもご参加できます。  
(詳しくは行事予定をご覧ください)



予定は「玉川法人会」  
ホームページをご覧ください



**決算法人説明会開催中**

## Contents

6月・7月・8月の行事予定	2
理事会・委員会・支部・同好会活動報告	3
新入会員ご紹介	9
中学生の職場体験3日間	10
会員増強のお知らせ	11
救命講習会のご案内	12
世田谷区省エネポイントアクションの実施について	13
玉川税務署からのお知らせ	19

### <お問い合わせ>

発行人 / 公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎  
 編集 / 公益社団法人玉川法人会 広報委員会  
 事務局 ● 東京都世田谷区玉川 2丁目1番15号  
 TEL 03-3707-8668 FAX03-3707-4992  
<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会

検索

## 6月の行事予定

1(※)	総務委員会	18:00	ボランティアビューロー
2(※)	ICT利用促進協議会	10:30	玉川税務署
	★女性部会健康増進研修会	14:00	玉川区民会館
	★第6・8・9・10支部終活セミナー	17:00	東京組ショールーム
6(※)	絵はがきコンクール資料封入作業	10:00	玉川税務署
7(※)	第6回通常総会	17:30	駒澤大学記念講堂
	会員懇談会	18:45	駒澤大学迎賓館
8(※)	研修委員会	18:00	法人会事務局
9(※)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
	★第6・8・9・10支部経営者サポートセミナー	17:00	東京組ショールーム
	第11・12支部合同役員会	18:30	つがる
10(※)	★源泉部会研修会	15:00	玉川税務署
	★第11・12支部タブレット活用術研修会	18:00	ニッポンダイナミックシステムズ
11(※)	カラオケ同好会1泊旅行	13:00	伊東小涌園
14(※)	組織委員会正副委員長会議	17:00	法人会事務局
	組織委員会	18:00	法人会事務局
15(※)	【たまでんBOARD 8月号(6月開催行事分)原稿締切】		
21(※)	★第11・12支部観葉植物のアレンジメント研修	18:00	ユー・花園
24(※)	★新設法人説明会	13:30	玉川税務署
30(※)	★女性部会健康増進研修会	14:00	玉川町会会館

## 7月の行事予定

5(※)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
6(※)	ゴルフ同好会コンペ	8:00	レイクウッドゴルフクラブ
	★第3支部セミナー「どうなるニッポン」	18:00	玉川区民会館
12(※)	★普通救命講習会	13:30	玉川消防署
15(※)	【たまでんBOARD 8月号原稿締切】		
20(※)	広報委員会	18:00	法人会事務局
20(※)・21(※)	★第9・10支部サマーステージ28	17:00	けやき広場
22(※)・23(※)	★第6支部盆踊り	18:00	246号高架下ふれあい広場

## 8月の行事予定

4(※)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
23(※)	★新設法人説明会	13:30	玉川税務署

6月・7月・8月の行事予定は5月20日現在のものです  
★印は一般の方も参加できる行事です  
お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

### 納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

28年6月分の源泉所得税の納付期限	28年7月11日(月)
28年4月決算法人の確定申告期限・納付期限	28年6月30日(木)
28年10月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	28年6月30日(木)
消費税の中間申告期限・納付期限	28年6月30日(木)
28年7月決算法人の第3四半期分、28年10月決算法人の半期分・第2四半期分、29年1月決算法人の第1四半期分	
28年7月分の源泉所得税の納付期限	28年8月10日(水)
28年5月決算法人の確定申告期限・納付期限	28年8月1日(月)
28年11月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	28年8月1日(月)
消費税の中間申告期限・納付期限	28年8月1日(月)
28年8月決算法人の第3四半期分、28年11月決算法人の半期分・第2四半期分、29年2月決算法人の第1四半期分	



## 理事会・委員会・支部 活動報告

### 平成28年度 第1回 理事会

日時 4月21日(木) 15:00～17:00  
 場所 玉川税務署 3階 会議室  
 参加者 52名

#### 次第

1. 会長挨拶
2. 税務署長挨拶
3. 報告事項
  - (1) 法人会事業報告
  - (2) 常設委員会、支部・部会報告
  - (3) 平成27年度会員増強結果について
  - (4) 簡保決算について
  - (5) 公益事業について
  - (6) その他
4. 審議事項
  - (1) 第6回通常総会議案承認の件について
    - ①第1号議案 平成27年度事業報告承認の件について

- ②第2号議案 平成27年度収支決算承認の件について
- (2) 会員増強重点事項「平成28年度は理事全員が会員獲得」について
- (3) 平成28年度行事日程の変更等について
  - ①新春記念講演会・新年賀詞交歓会  
…1月20日(金)に変更(1/18から)
  - ②第5回委員長・部会長会議  
…1月18日(水)に変更(1/20から)
  - ③決算法人説明会  
(6月開催分)  
…6月9日(木)に変更(6/7から)  
(3月開催分)  
…3月22日(水)に変更(3/23から)
  - ④納税表彰式…11月9日(水)に決定
- (4) 平成28年度同好会活動への補助金支給について

## 女性部会 全国大会

### 第11回 法人会全国女性フォーラム 福島大会

日時 4月14日(木) 14:00～  
 場所 ビックパレットふくしま  
 参加者 4名

平成28年4月14日、陸奥で初めて開催される全国女性フォーラム福島大会に「心ひとつに伝えよう 繋ごう 創ろう 福島から」の大会キャッチフレーズのもと、全国418法人会女性部会1806名が集まりました。玉川法人会女性部会は、4名参加してまいりました。

大会日程は、第1部 記念講演、第2部 大会式典、第3部 懇親会。

記念講演は、フリーアナウンサー 大和田新(おおわだ あきら)様の「伝える事の大切さ、伝わることのすばらしさ」で、“東日本津波原発事故大震災(大和田さんが名づけ親)”から5年以上が過ぎた福島の現状をお話いただきました。お話の中で、今でも震災関連で毎日10名の方が亡くなっていると聞き、愕然としてし

まいりました。被災者の皆様の心の痛みの大きさを知り、復興の難しさを痛感いたしました。

そして、郡山のウイン合唱団といわれている郡山市立薫小学校特設合唱部の天使の歌声による「花は咲く」を聞き、震災で亡くなられた方々を偲び涙ぐんでしまいましたが、一生懸命に歌っている少年、少女たちを見ていると、若



左より出澤さん・黒川さん・大塚さん・松野さん

い力、生命力を感じ、未来を担う子供たちに力強く前向きに歩んでほしいと心から思いました。

平成27年度「税に関する絵はがきコンクール」は、393法人会が参加し、10万点余りの応募作品がありました。会場には、全法連女連協会会長賞12作品の他、全国の作品が展示され、各地域の租税教育活動として着実に定着しつつあると実感いたしました。

大会式典では、福島法人会女性部会の活動が

映像で紹介され、活発に活動されている女性部会のパワーに圧倒されてしまいました。懇親会では、おいしい福島のお料理を堪能させていただきました。来年の大会は、鹿児島に決まりました。

心を一つにして復興を願い、私たち女性部会も互いの交流を深め、法人会活動を通じて更に社会に貢献し、日本のより良い未来を切り開いていこうと決意した素晴らしい福島大会でした。

(女性部会長 出澤素賀子)

## 厚生委員会

### 健康診断

日時 3月27日(日) 午前9:00～  
場所 世田谷都税事務所  
参加者 109名 (一般参加含む)

世田谷区玉川1-20-21の世田谷都税事務所にて健康診断が朝9時より行われました。9時の開診直前には30名程の行列ができていました。受付から順次検診を各部屋にて行い、時おり機械ト

ラブル等ありましたが、全体的にはスムーズな流れでスマートに健康診断を受診する事が出来ました。

レントゲンバスも駐車場に待機しており、広い駐車場がある敷地と建物もプレハブではありませんが、清潔で良い環境での受診で不安無く終える事が出来ました。

(第12支部 厚生委員 日野直郷)



## 第1・2支部

### 第14回 奥沢駅前音楽祭

日時 5月22日(日) 10:00～  
場所 奥沢駅前広場  
参加者 会員28名 一般195名

今年も好天に恵まれ、第14回奥沢駅前音楽祭が開催されました。第一支部は恒例のバザーと税金クイズを実施しました。

『バザー』は会員の皆様から献品の協力をいただき、売上金は社会福祉協議会に寄付をさせていただきました。



大好評の税金クイズ

『クイズ』は「Q. 公立小学校の生徒一人に年間に充てられる税金の額は？」（A. 約85万円）等、身近であって、考えたことがなかった設問で、参加者には税金に興味を持っていただけたと思いました。約200名の参加者への、花鉢か会員手作りのキャンディのレイのプレゼントも好評でした。法人会の広報活動としての手応えを感じられました。

(第1支部 広報委員 早川晴恵)



大鎌副会長



いい音を出しますネ

森下第1支部副支部長

## 第5支部

### 社会科見学（横浜港ダイナー&クルーズ）

日時 3月24日(木) 16:40～

場所 横浜界限

参加者 12名

2016年3月24日、第5支部の社会科見学の一環として、横浜港ダイナー&クルーズの研修を行ってきました。

午前中は大荒れのお天気でしたが、船の出港時間になる頃には、曇り空へと天候も回復いたしました。

美味しい中華料理のバイキングをいただきな

がら、徐々に日が暮れていく中で、美しいサンセットとライティングを見ることができ、横浜の街を堪能いたしました。

(第5支部 副支部長 秋田満里)



### 税務研修会(1)

日時 3月19日(土) 13:30～

場所 上野毛地区会館

参加者 20名

2016年3月19日、上野毛地区会館にて、税理士 伊東大介様をお招きし、「知って得する皆様のまわりの税金のお話」という内容の講演会をお願いし、税務研修会を実施いたしました。

東京税国税局に勤務されていたご経験を生かし、税務調査やマイナス金利、一生のうちにか

かる税金についての講演をしていただきました。

身近な講演内容だったので、参加者の皆様も真剣な面持ちでした。

(第5支部 副支部長 秋田満里)



### 税務研修会(2)

日時 3月28日(月) 18:00～

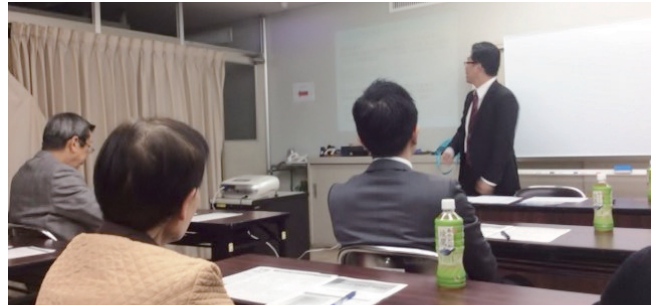
場所 みずほ銀行 上野毛支店 会議室

参加者 10名

2016年3月28日(月)、みずほ銀行 上野毛支店 会議室にて、あいおいニッセイ同和損保の経営支援センター 課長 盛村様を講師にお招きし、「経営者と労働者間の労務トラブル」に関しての研修会を行いました。

会社を守る就業規則の見直しのポイントを実例をあげてお話し下さり、とても分かりやすい研修会でした。

(第5支部 副支部長 秋田満里)



## 第6支部

### 事業報告会

日時 4月13日(水) 18:00～  
場所 點心茶屋「維新號」  
(玉川高島屋SC 南館6F)  
参加者 23名

4月13日、第6支部の事業報告会を點心茶屋「維新號」にて開催しました。27年度事業報告承認の件、収支決算報告書及び会計監査報告承認の件、平成28年度事業計画(案)承認の件、収支予算(案)承認の件の事業報告会を行った後に懇



親会を行いました。

美味しい中華料理を頂きながら名刺交換やお互いの近況報告等をし、親交を深め、更にかの法人会について等も話し合いました。

多くの方々に集まって頂きありがとうございます御座いました。(第6支部 広報委員 長崎多貴子)

## 第8支部

### 第31回砧地区緑化祭に参加して

日時 5月15日(日) 10:30～  
場所 大蔵運動公園  
参加者 12名

晴天に恵まれた15日、新緑の木々の中で玉川法人会として税金クイズのブースを出店しました。約700人以上の方が足を止めてご協力くださいました。

午前中だけで500人を超え、用意していたゴミ袋は底をつき、代わりに折り紙とペンをお土産にしました。親子世帯の方が多かったためと思いますが、お土産効果は絶大だったようです。クイズについても、子供たちに「税金って何?」と質問されることも度々あり、この機会に会員と子供、親と子供が税金について語らう

場面が持てることができたと思います。

アンケートに答えてもらうだけでなく、このように触れ合いながら法人会の活動を広めていくことを大切にしていきたいと思いました。

(第8支部 大原真由美)



## 第12支部

### 事業報告会

日時 4月13日(水) 18:30～19:00  
場所 フリースペース「一紀」  
参加者 13名

出席予定者の内、当日出席出来なかった方がいる中、議題「27年度事業報告、28年度事業計画ほか、収支予算案、28年度役員異動」と、役員以外の久しぶりの方々との会話も弾み、和やかな内に終了しました。

(第12支部 広報委員 末次顯子)



## 青年部会

### 平成27年度活動報告会・税務研修会

日時 4月18日(月) 18:00～  
場所 玉川区民会館  
参加者 38名

平成27年度、玉川法人会青年部会の最終事業として、親会、税務署、関連団体などのご来賓をお招きし、1年間の活動報告会を行ないました。ここでは、新年度に関する、活動体制、事業計画などもあわせて報告いたしました。

税務研修会は、玉川税務署 木村上席に「平成28年度 税制改正について」と題して研修いただき、続く勉強会では、特定非営利活動法人マザーリンクジャパン代表理事 寝占理絵様に「まだ終わっていない。子ども達の3.11」としてご講演いただきました。

平成27年度事業にあたり、大きな目標の一つとして掲げていた「活動報告会参加者（部会員）を増やす」ことについては、ある程度の結

果を残すことができたと思います。

また、今回の準備、運営にご協力をいただいた部会員のみなさん、大変お疲れ様でした。新しいメンバーも参加してくれたことも、成果の一つと言えると思います。

まだまだ課題は数多くありますので、平成28年度も、一つずつ着実に目標を達成できるよう、邁進してまいります。

今後ともご厚情を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。（青年部会長 中村匡秀）



若林税務署長、阿部会長を囲んで

## 女性部会

### 税務研修会

日時 4月20日(水) 14:10～15:00  
場所 玉川区民会館 4階 (第1・2集会室)  
演題 「平成28年度税制改正のポイント」  
講師 玉川税務署 法人課税第一部門  
審理担当上席 木村 宏 様

参加者 20名

平成28年4月20日(水)、女性部会税務研修会が行われました。

玉川税務署法人課税第一部門審理担当上席 木村 宏 様に平成28年度税制改正のポイントについてお話を頂きました。

平成28年度税制改正のポイントは、法人税率の引下げで、法人税率23.4%、法人事業税所得割3.6%、国・地方の法人実効税率29.97%と20%台の実現と地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設です。

課税ベースの拡大は、①租税特別措置の見直し、②減価償却の見直し、③欠損金繰越控除の更なる見直しです。

来年度実施予定の消費税率引き上げによる軽減税率制度の概要について、詳しくご説明頂きました。

毎年行われる税制改正について、わかりやすくお話しただける税務研修会は、法人会の大きな魅力の一つですので、ぜひご出席下さい。

（女性部会長 出澤素賀子）

## ワイン研究同好会

### 第31回例会

日 時 4月20日(水) 18:30～  
場 所 無国籍ビストロ「錨屋」(桜新町)  
参加者 26名

「このワインはロックバンドのクィーンだ!」。主人公の雫はシャトー・モン・ペラを一口飲むと、おお、、、。

ワイン同好会は4月20日、第31回の例会を桜新町の無国籍ビストロ「錨屋」で開催しました。

テーマは「神の雫」が奏でる「フランスワインとイタリアワインの対決!」。神の雫は、2004年から雑誌モーニングに掲載され、2014年までに全44巻、国内で500万部、世界では1000万部を突破したと言われた大ヒット漫画です。ワイン評論家・神咲豊多香がこの世を去り、時価20億円を超えるワインコレクションが遺された。その頂点に立つ最上の一本こそが『神の雫』。漫画に登場するエノテカのワインとビストロ料理のマリアージュとなりました。26名のご参加、ありがとうございました。

会は、猿渡代表の挨拶の後、セラー・セレクションのスパークリングで乾杯。荒木ソムリエ

の大人気のミニ講座「ワインの上手な頼み方」がスタート。実店舗とネット・ショップ向けに分けて丁寧に説明して頂きました。



続けて、エノテカ二子玉川の店長、鈴木茜さんが、神の雫の楽しいエピソードを交えてワインの説明をしてくださいました。店長自ら来て頂き嬉しい限りで、大変興味深い話でした。

二本目の白は、柑橘系のフレッシュな香りの、ドメヌ・バロン・ド・ロートシルトで、オードブルやカツオとカンパチのカルパッチョに合います。続くお料理は、ローストポークとタケノコのサラダで、ワインは赤へと移り、サンジョヴェーゼ100%のイタリアのカザマッタ・ロッソが登場しました。

そして最後に、第1巻から登場する、フランスのボルドーのシャトー・モンペラは高級ワインと比べても引けをとらない美味しさ。お料理も産地直送の食材で桜エビと春キャベツの Pasta、牛ハラミのステーキと合って、なかなか美味でした。モン・ペラは神の雫に掲載以降大人気となり、しばらくは入手困難になるほどの人気だったようです。お隣の韓国では、この漫画はCEOの必読書と言われビジネスパーソンにも大変なブームとなり、ワインの値段が高騰することもあったようです。実はこの漫画、原作者の亜樹直は姉と弟のユニットのペンネーム、この漫画はワインが大好きな姉弟のワインブログのようなもので、初心者より上級者向けと巷では言われています。こうしたワインの話を聞き







ながら、色んな方々とワインの情報交換をするのは楽しいものです。

ワイン研究同好会は、ワインを通して人々に和みと潤いを

与える場を目指しています。ぜひ大勢の皆様のご参加をお待ちしています。

例会の1週間ほど前、熊本地震で被災された方々にはお見舞いを申し上げます。一日も早く収束しますように、心からお祈り致します。

(ワイン研究同好会 第3支部 羽田葉子)

## 釣り同好会

### 釣り同好会

日時 4月29日(金・祝) 6:30~  
場所 三浦半島 毘沙門  
参加者 16名

今回は産卵前の鯛釣りを企画しました、場所は三浦半島の毘沙門というところで新店丸を仕立てました。参加者は総勢16名です。私の知る限りでは皆さん釣り好きでベテランがそろっております。船長は責任重大で、出船前から釣れなかった時のお土産を心配していました。

朝6時30分出船です。皆さん期待とともに港

を離れました。当日はあいにくの強風で漁場に着くまでに、左舷のほとんどの人がずぶ濡れになる始末です。さて釣果の方ですが、結果はさすが釣り同好会の会長中山豪夫さんが手のひらサイズの鯛を釣って1匹で竿頭(船内トップ)でした。外道でメジナを9匹も釣った方がいます。

私の釣果は外道のメジナが4匹、カサゴが1匹釣れました、カサゴは味噌汁で、メジナは湯煎して煮つけていただきました。旬のメジナは脂がのっていて刺身でもいけるそうです。

(釣り同好会 第11支部 丸山正高)



## 新入会員ご紹介

随時、新入会員の方をご紹介させていただきます。

### 第10支部

会社名：株式会社フリックプロ  
代表者：中間 俊哉 (ほんま としや)  
会社所在地：世田谷区用賀2丁目31-6-104  
電話/FAX：03-6447-9048 / 03-6447-9269  
E-mail：office@flicpro.com

ホームページ：<http://www.flicpro.com>

舞台音響、ホール劇場などの音響請負業務。お芝居での雨や雷の音など効果音の作成とその音出し。また、舞台上の役者さんの声、オーケストラの音などの拡声をサービスする会社です。生音を活かした温かい音作りを目指しています。

# 中学生の職場体験3日間

平成28年度世田谷区立中学生の職場体験事業について、世田谷区教育委員会より玉川法人会に協力依頼がありました。

当会では広く募集のお願いを行ったところ、数社の会員から快く承諾をいただき職場体験事業を受け入れることができました。

今回は毎年お引き受けいただいている株式会社丸山工務店様より、ご寄稿いただきましたのでここに掲載させていただきます。

## 職場体験受け入れで考えさせられること

大工の職場体験を受け入れて10年以上の月日が経ちました。受け入れ発足当時は誰が面倒を見るのか、何の利益が出るのか？と社内では評判が悪かったのです。

大工には丁稚（年季奉公）という考えがあり、親方の手元になり面倒を見ます、大工の技術は盗むものだと教わります。学校の勉強は教科書があり先生が解説します。しかし、実力は自習（実践）することで自分のものになり、応用力が養われます。現場で養われた経験は将来の仕事において役に立ちます。いい仕事を学べば、いい仕事ができる、このような考えがあり中学生を受け入れる判断をしました。

裏を返せば丸山工務店の大工は先生でなければならぬ、人に教えることのできる大工の集団であるとの考えに至ります。人に教えることの難しさを丸山工務店の社員大工も共に勉強します。段取りのいい大工は仕事が早く、頭がよく、結果として腕がいいと評価されるように、段取りのできる大工がいい仕事のできる大工と評価されます。お客様の立場から見ても、大工

先生に仕事をしていただくことがベストなのです。

現在、丸山工務店には大工塾からの預かった生徒が2人、ものづくり大学を卒業して社員になった大工、高校を卒業したばかりの新人大工見習いが入社してきました。全員に担当棟梁が付きます。これから丸山工務店の大工（社員）の育成にかかわる本当の事業が始まっています。100年200年と続く企業とそこで働く人の幸せをつかむために。

（株式会社丸山工務店 丸山正高）



## 組織委員会

## 平成28年度「会員増強運動」のお知らせ

## ～目指せ！純増！！～

(28年度増強運動の標語)

**皆様の仲間をお誘いください！**

組織委員会から、今年度の会員増強運動の概要のお知らせと、会員の皆様へのお願いです。  
まずは、報告です。

- 今年度の標語：**目指せ！純増！！**
- 今年度の年間増強目標数：**100社**
- 会員増強調月間：**10月から12月**の3ヶ月間
- 第1回理事会決議：**理事・監事は一人一社の増強**
- 協働事業：保険各社(大同生命・AIU保険・アフラック)との  
**「絆プロジェクト」**のさらなる推進

最近、会のHPを閲覧した方からの入会希望、あるいは会員の皆様からのお誘いによる入会希望が、目に留まるようになりました。こうした傾向を受けて、先般の役員会において「理事・監事である以上、最低1社の入会勧奨」を、単なるスローガンではなく、実施目標として決議しました。

また「絆プロジェクト」は、会の福利厚生担当の保険各社と厚生・組織委員会とが協働して、3年前から実施している活動です。

そこで、会員の皆様にも「目指せ！純増！！」と「絆P」のためのお願いです。

1. 皆様の仲間、知り合い、同業の方等で、まだ法人会に入っていない方を  
法人会にお誘いください。
2. 「忙しくてさあ」という場合は、お手数ですが支部長さん、  
もしくは事務局(TEL:3707-8668)まで、ご連絡ください。
3. 皆様の事業安定の基盤の一つに、大型保障制度をはじめ各種保険を  
ご検討いただき、あるいはご紹介いただける会員の方がいらっしゃれば、  
ぜひご紹介ください。これもお手数ですが支部長さん、事務局にご連絡ください。

以上、まことにご厄介をお掛けいたしますが、何とぞよろしく申し上げます。

なお、入会のご紹介をいただいた方については、今年度の本紙各号に設ける「組織委員会の＜入会勧奨報告＞のコーナー」にて、理事・監事の実績報告とともに掲載させていただきます。

**【5月25日現在の勧奨実績】**

上平第8支部長：1件  
大嶽第9支部長：1件

(副会長 組織委員長 大鎌 博)

# 大切な人の命を救いたい

## 普通救命講習会のご案内

主催：公益社団法人玉川法人会社会貢献委員会 協力：玉川消防署

### A E D 自動体外式除細動器の使い方・心臓蘇生の方法を学びます。

開催日 平成28年7月12日(火)  
 時間 13:00 受付開始 13:30~16:00  
 場所 玉川消防署；世田谷区中町3-1-19 (最寄駅 東急大井町線等々力駅)  
 参加資格 18歳以上の方に限ります  
 参加費 無料 (諸費用は(公社)玉川法人会が負担します)  
 定員 30名 先着順締切とさせていただきます (一社2名まで)

※服装は活動しやすい軽装をお願いします

※会場には駐車場がありませんのでお車によるご来場はご遠慮下さい

参加申込 6月22日(水)までに、  
 法人会事務局あて下記に記入して、FAXにてご返信下さい  
 <下記申込書をコピーしてご利用ください>

玉川法人会事務局 FAX 03-3707-4992

TEL: 03-3707-8668

### 7/12 普通救命講習会(受講申込書)

受講者には認定証を発行致します。  
 認定証の有効期限は3年間です。再受講の方は更に○を付けて下さい。

法人名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

住所 〒 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

受講者① 氏名 \_\_\_\_\_ ( 新規受講 ・ 再受講 )

(ふりがな)

受講者② 氏名 \_\_\_\_\_ ( 新規受講 ・ 再受講 )

資料

平成28年5月  
環境総合対策室環境計画課

## 平成28年度世田谷区省エネポイントアクションの実施について

## 1 主旨

平成27年度を初年度とする新たな環境基本計画の重点取組みとなっている「環境負荷の小さい“暮らし”の実現」に向け、「世田谷区みうら太陽光発電所」の収益を活用し、区民及び事業者が参加する省エネ推進事業を実施します。

## 2 事業のねらい

区では、「エネルギーの地産地消」や「小さなエネルギーを賢く使う暮らし」などの実現をめざしており、みうら太陽光発電所などの創エネ施策と住宅都市としての特性を踏まえ、暮らしに密着した省エネ施策を推進しています。この事業では、区民及び事業者に省エネ推進の取り組みへの参加を呼びかけ、取組みとその成果に応じてポイントを提供することにより省エネの取組みを拡げ、環境基本計画に掲げる区内のエネルギー消費量15%削減の実現をめざします。

## 3 事業概要

区民及び事業者の省エネ行動とその成果や、創意・工夫を凝らして取り組む環境負荷軽減につながる行動について、次の3つのコースを対象に区内共通商品券との交換が可能なポイントを提供します。

※500ポイントを単位として、商品券500円分と交換します。

- (1) 夏の省エネ「住まい」コース
- (2) 夏の省エネ「事業所」コース
- (3) 夏の省エネ「グループ活動」コース

## 4 事業の流れ及び各コースの内容

添付のリーフレットを参照します。

## 5 参加登録期間

平成28年6月1日～7月20日（受付は先着順です）

## 6 周知開始日

平成28年6月1日

担当

世田谷区環境総合対策室環境計画課環境計画担当 寺井

電話 03-5432-2214、2300

ファクシミリ03-5432-3062

# 平成28年度 「省エネポイントアクション」の 参加者を募集しています

「省エネポイントアクション」の主な流れ



この事業は、『みうら太陽光発電所』の収益を活用しています。

区では、区民の皆さまの省エネの取組みを支援するため、平成27年度に引き続き「省エネポイントアクション」を実施します。平成28年度は、事業所での省エネの取組みを支援するために新コースを設けました。省エネを進める各コースに参加登録して取組結果をお知らせいただくことで、「省エネポイント」を獲得できます。省エネポイントは、1ポイント=1円相当の区内共通商品券と交換できる仕組みです。

※区内共通商品券の購入については、平成26年3月に神奈川県三浦市の区有地に開設した「みうら太陽光発電所」で発電した電気を売却して得られた収益を財源としています。

世田谷区

# 1 ポイントを獲得するにはどうしたらいいの？

ご家庭、事業所またはグループで取り組むことができる3つのコースをご用意しました。ぜひご参加ください。

## ①夏の省エネ「住まい」コース

募集数・先着  
**2,000**世帯

～電気・ガスの使用量を減らして、ポイントを手に入れよう！～

- **対象** / 世田谷区内にお住まいの方(世帯でのお申込み)
- **内容** / 7～9月の間で2か月間、ご家庭での電気・ガスの使用量削減に取り組めます。
- **取組参加ポイント** / **1,000ポイント** 取組んだ月と前年の同月の電気・ガスの使用量がかかる書類(検針票等)を添えて取組結果報告書を提出いただくと獲得できます。
- **削減達成ポイント** / 取組みの結果、電気またはガスの使用量について、前年の同じ時期と比べて3%以上の削減を達成できたときは、さらに下表のポイントを獲得できます。

削減率	3%以上6%未満	6%以上10%未満	10%以上15%未満	15%以上
削減達成ポイント	500ポイント	1,000ポイント	1,500ポイント	2,000ポイント

- ・ 電気とガスのそれぞれで3%以上の削減を達成したときは、両方のポイントがつきます。
- ・ 削減率は、取組んでいた2か月の使用量の合計を、検針票に記載された「前年同月使用量」の2か月の使用量の合計と比較して、計算します。

- **省エネ診断** / 専門家のアドバイスが無料で受けられ省エネの推進に役立つ「省エネ診断」を、夏の省エネ「住まい」コースへの参加世帯のうち、受診を希望する先着60世帯が受けられます。



## ②夏の省エネ「事業所」コース **新規**

募集数・先着  
**50**事業所

～リーダーを決めて、メンバーでアイデアを出して省エネに取り組もう！～

- **対象** / 世田谷区内に事業所をもつ事業者(事業所単位でのお申込み)
- **内容** / 7～9月の間で2か月間、事業所で電気の使用量削減に取り組めます。  
事業所で省エネ推進のためのリーダーを決め、メンバーと省エネのアイデアを出し合い、削減目標と実現のための行動を設定して、省エネ行動に取り組みましょう。
- **取組参加ポイント** / **5,000ポイント** 取組んだ月と前年の同月の電気の使用量がかかる書類(検針票等)を添えて取組結果報告書を提出いただくと獲得できます。
- **削減達成ポイント** / 取組みの結果、電気の使用量について、前年の同じ時期と比べて3%以上の削減を達成できたときは、さらに下表のポイントを獲得できます。

削減率	3%以上6%未満	6%以上10%未満	10%以上15%未満	15%以上
削減達成ポイント	1,000ポイント	1,500ポイント	2,000ポイント	3,000ポイント

- ・ 電気の削減率は、取組んでいた2か月の使用量の合計を、検針票に記載された「前年同月使用量」の2か月の使用量の合計と比較して、計算します。



## ③夏の省エネ「グループ活動」コース **ポイントアップ**

募集数・先着  
**30**団体

～グループで知恵を絞り、省エネ等のアイデアを実践しよう！～

- **対象** / 主に世田谷区内で活動する5人以上の団体・グループ
- **内容** / 7～9月の間で複数回または継続して、エネルギーの有効活用や省エネにつながる取組みを実践します。

- 例 ・ マンションを省エネの視点で点検し、共用部分での省エネを図ります。  
・ 学校のグループで照明のスイッチオンオフのルールを決めて実行します。

- **取組参加ポイント** / **5,000ポイント** 取組結果報告書と活動記録、記録写真ほか取組んだ成果等をまとめたものを提出いただくと獲得できます。

## 2 参加登録する方法は？

まずは、参加登録をしましょう。

省エネポイントアクションに参加をご希望される方は、最初に参加登録をします。

登録期間は、6月1日(水)から7月20日(水)です。

下欄の「参加登録申請書※」にご記入いただき、郵送またはファクシミリでお送りください。申請書は、区ホームページからもダウンロードできます。(ダウンロードは、4ページ最下段をご覧ください)

また区ホームページから電子申請することもできます。(電子申請は、4ページ最下段をご覧ください)

受付後、「登録結果通知」と「取組結果報告書」用紙などの書類をご自宅・事業所へ郵送されます。

※夏の省エネ「住まい」コースの参加登録にあわせて、省エネ診断の受診を希望する方は、訪問日程の調整等をいたします。診断の実施事業者に、ご参加いただく方のお名前・ご住所・電話番号を提供しますので、参加登録申請書の同意欄にチェック☑をお願いします。

〒154-8504  
世田谷区環境計画課  
省エネポイント  
アクション担当 行

----- 封筒に貼って宛名としてご利用ください -----

## 3 ポイントの受取方法は？ (省エネの取組みとその結果報告が必要です)

7~9月の間に省エネに取り組み、その結果を報告していただくと、12月中までに、取組み結果に応じたポイント数を記載した「ポイント決定通知書」と区内共通商品券が郵送されます。

決定したポイント500ポイントにつき、500円分の区内共通商品券が届きます。

獲得できる  
ポイントの一例

例えば、夏の省エネ「住まい」コースで、電気で6%、ガスで3%削減できた場合は、合計2,500ポイントを獲得できます。  
(内訳) 取組参加ポイント1,000ポイント + (電気6%削減達成)1,000ポイント + (ガス3%削減達成)500ポイント

無理は  
禁物

ちょっとずつムダを減らす工夫で、楽しみながら、省エネに取り組みましょう。無理をして体調を崩すことがないように気を付けましょう。



ファクシミリ番号 03-5432-3062 (世田谷区環境計画課)

----- 郵送するときの切り取り線(ファクシミリときは、切り取らないで送信してください) -----

## 参加登録申請書


コース 参加登録する コースに○を してください。	①夏の省エネ 「住まい」コース 削減に取り組むエネルギー の種類(3つのうち1つに○)	電気・ガス両方 電気のみ ガスのみ	省エネ診断受診 (☑チェックをしてください) <input type="checkbox"/> 希望します。診断事業者に、私の氏名、住所、電話番号を 提供することに同意します。
	②夏の省エネ「事業所」コース		(事業所名)
	③夏の省エネ「グループ活動」コース		(グループ名)
ふりがな			
お名前 (代表者)	(氏)		(名)
ご住所	〒 ー (建物名) 号室		
	世田谷区 丁目 番 号		
電話番号	(日中つながりやすいご連絡先)	ー	ー

お預かりした個人情報は、省エネポイントアクションにかかる通知発送、連絡の目的にのみ使用します。

ファクシミリで送っていただくときの切り取り線



# 参加登録から区内共通商品券の受取までの流れ

内容と期間	方 法
<p><b>参加登録</b></p> <p>6月1日(水)～ 7月20日(水) (郵便は当日消印有効です)</p> 	<p><b>まずは、参加の申込みをしましょう。</b></p> <p>郵送、ファクシミリまたは電子申請で参加登録の申込みができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵送、ファクシミリでは、「参加登録申請書」に参加コース、お名前、ご住所、電話番号をご記入の上、区にお送りください。「参加登録申請書」は、3ページにある申請書または区ホームページからダウンロードしたものをご利用ください。</li> <li>・ 電子申請では、区ホームページから申請してください。</li> <li>・ 申込みは、先着順で受付します。募集数に達した場合は、区ホームページでその旨お知らせします。</li> </ul> <p><b>参加の申込みをされた方には、書類が届きます。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご自宅、事業所に、区から「登録結果通知」「各コースの取組みのご案内」「取組結果報告書用紙」など取組みを進めるためのご案内を郵送します。</li> </ul>
<p><b>省エネ行動</b></p> <p>7月1日(金)～ 9月30日(金)</p>	<p><b>登録された各コースの取組みを実践しましょう。</b></p>
<p><b>取組結果報告</b></p> <p>8月1日(月)～ 10月31日(月) (郵便は当日消印有効です)</p>	<p><b>取組みの成果についてお知らせください。</b></p> <p>郵送または電子申請で取組結果をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵送では、「取組結果報告書」ほか取組みの成果がわかる書類を区にお送りください。</li> <li>・ 電子申請では、区ホームページから取組結果について申請してください。</li> </ul>
<p><b>ポイント及び 区内共通商品券受取</b></p> <p>11月下旬～ 12月中</p>	<p>取組みの成果を区で集計して、ポイント数を決定し、「ポイント決定通知書」と区内共通商品券をご自宅、事業所へ郵送します。</p>

**書類提出先  
・ 問合せ先**

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27  
世田谷区環境総合対策室環境計画課「省エネポイントアクション担当」  
(電話) **03-5432-2214** (ファクシミリ) 03-5432-3062  
お問い合わせの受付は、月～金曜(祝日を除く)午前8時30分～午後5時です。

**【参加登録申請書のダウンロード】**

世田谷区ホームページ>くらしのガイド>住まい・まちづくり・交通>みどり・環境  
>省エネルギーの促進>家庭の省エネルギー>省エネの方法

**【電子申請】**

世田谷区ホームページ (左下 「インターネットから申し込む」)>電子申請>新  
電子申請トップページ>電子申請手続き一覧>環境>省エネポイントアクション

## 消費税軽減税率対策セミナー 《全ての事業者で準備が必要です》

平成29年4月から酒類・外食を除く飲食料品、週2回以上発行される新聞の定期購読料を対象に消費税率を8%に据え置く、軽減税率制度が導入されます。

軽減税率制度の導入は、軽減税率の対象となる食料品を取り扱う事業者のみでなく、ほぼ全ての事業者に影響が出てきます。

導入まであと1年を切った今、どのような準備が必要なのか、いち早く分かりやすく解説します。

開催日時：平成28年6月21日（火）15:00～17:00（受付：14:30～）

開催場所：玉川税務署3階大会議室（Tel：03-3700-4131）

東京都世田谷区玉川2-1-17

交通：田園都市線・大井町線、二子玉川駅下車、徒歩5分

参加費：無料

定員：60名（定員に達し次第、締め切ります）

講演内容 ①消費税軽減税率制度のポイント

講師：玉川税務署（署長のご講演を予定しています）

②軽減税率対策補助金の申請等について

講師：税理士、中小企業診断士 松永智子氏

日本商工会議所の消費税対策パンフレットの編集委員を歴任し、消費税の転嫁対策などの講演・セミナーの実績が多数あります。

《申込方法：下記に必要事項をご記入の上、FAXでお申込みください。》

（公社）玉川法人会事務局 FAX：03-3700-4992 TEL：03-3700-8668

### 【参加申込み】

企業名称： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

参加者名： \_\_\_\_\_ 参加者名： \_\_\_\_\_

玉川税務署

## 平成29年4月1日から消費税の軽減税率制度が導入されます

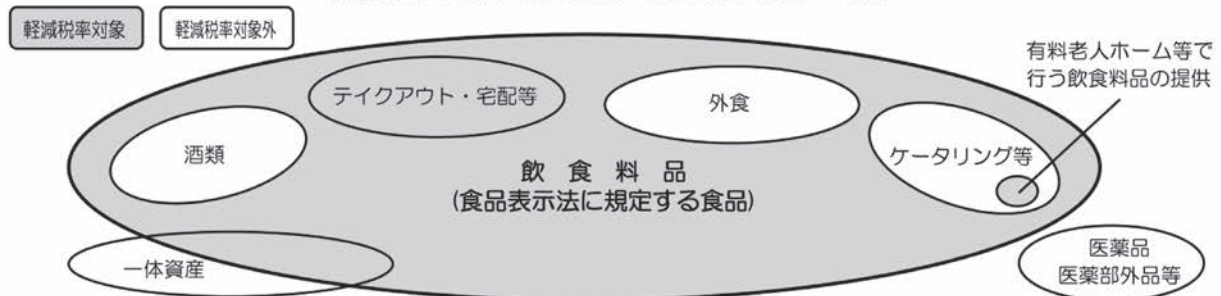
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）により、消費税法の一部が改正され、平成29年4月1日の消費税率等の引上げと同時に軽減税率制度を導入することとされました。

### 軽減税率制度のポイント

消費税率等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等の記載と保存	・ 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。 ・ 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等の保存」ですが、軽減税率制度導入後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等（「区分記載請求書等」）の保存が要件となります。なお、平成33年4月からは、「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります。
税額の計算	・ 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 ・ 区分経理が困難な事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額又は仕入れに係る税額の計算の特例があります。

※ 飲食料品の売上げがない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）》



#### 《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置》

- 1 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援（補助金）  
⇒ お問い合わせは「軽減税率対策補助金事務局」へ [URL http://kzt-hojo.jp](http://kzt-hojo.jp)  
[専用ダイヤル 0570-081-222](tel:0570-081-222) 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）
- 2 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制  
⇒ お問い合わせは最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会へ

#### 《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- 玉川税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「#又は3」を押すと、電話相談センターにつながります。 [電話番号 03-3700-4131](tel:03-3700-4131) 【受付時間】8:30~17:00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

#### 《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

- ①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④乗値上げに関する問い合わせは、政府共通の相談窓口「消費税価格転嫁等総合相談センター」へ  
[専用ダイヤル 0570-200-123](tel:0570-200-123) 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）  
[メール ホームページ \(http://www.tenkasoudan.go.jp\)](http://www.tenkasoudan.go.jp) 上の専用フォームをご利用ください。【24時間受付】

広報委員会 ホームページワーキンググループからのお知らせ

### 会員紹介ページ

# 貴社情報を無料で掲載します



玉川法人会ホームページ上に、会員様限定の特典として、「会員紹介ページ」ができました。

掲載ご希望の会員様は、フォームに情報を入力していただくだけ。会社の宣伝・PR用に、お気軽にご活用ください。

※掲載申し込みのあった会員企業のみを掲載します。

お申込みページはこちらから。TOPページの「登録フォームはこちら」のバナーをクリックしてください。

**HPWGからのInformation**

間もなく玉川法人会のTOPページがリニューアルします。

スマートフォンでも見やすいレイアウトになりますので、お楽しみに。

リニューアル後、たまでんBOARDでもご紹介いたします。

玉川法人会ホームページは日々少しずつ更新しています。ぜひご覧ください。

<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会

検索